

基本仕様書

1 委託事業名

令和6年度（2024年度）くまもと食の魅力発信事業業務委託

2 目的及び概要

熊本の豊富で高品質な農水産物や加工品（以下、「熊本産品」という。）の高付加価値化、ブランド化により、販路拡大を推進し、農漁業者等の所得向上を通じた地域経済の活性化を図る。また、民間企業や農漁業者と連携し、大消費地に向けてくまもとの農と食の魅力を効果的に発信し、熊本産品の流通拡大を図るとともに、事業終了後も継続的な取引や支援に繋がるような施策を実施する。

3 主な業務 ※詳細は、「9 業務委託内容」を参照のこと。

（1）大消費地における期間限定アンテナショップ展開とプロモーション実施

ア 期間限定アンテナショップ展開

イ 熊本産品のプロモーション実施

（2）継続取引に繋がるバイヤー等の開拓と、熊本連携中枢都市圏の農漁業者、農業協同組合、漁業協同組合、食品関連事業者等とのマッチング機会の提供

（3）農商工連携等による商品開発や、熊本産品の高付加価値化・ブランド化、販路拡大、通販支援の活用にかかるセミナー開催及び個別相談窓口設置

（4）各販路におけるマーケティング調査

アンテナショップ、プロモーション、マッチング等において、熊本産品に関する消費者及びバイヤーの意見を聞き取り調査し、首都圏での継続販売に繋がる情報のとりまとめを行うこと。

4 場所

委託者が指定する場所

5 業務委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで

6 提案上限額

11,255千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない

い。

7 業者選定

本事業の受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

8 委託業務に係る留意事項

- ・本事業で使用する熊本産品は、(参考資料)「熊本市の農業と水産業」を参考に出荷最盛期を踏まえ、提案すること。なお、熊本産品を原料として使用した加工品の取扱いも可とするが、取り扱う熊本産品は主に農水産物を基本とする。
- ・本事業実施にあたっては(参考資料)「くまもと食の魅力発信店」の活用についても検討すること。
- ・事業終了後も継続的な取引や支援に繋がるような提案を行うこと。
- ・実施に必要となる経費については、全て委託料の範囲内で対応すること。
- ・提案にあたり、本事業の効果を測る適切な数値(売上目標金額、本事業における支援対象者数、マッチング機会の提供数等)を設定すること。

9 業務委託内容

(1) 大消費地における量販店や飲食店での期間限定アンテナショップ展開とプロモーション実施

ア 期間限定アンテナショップ展開について

- (ア) 熊本の旬の農水産物や加工品を取扱う期間限定のアンテナショップを量販店や飲食店にて開催すること。なお、開催にあたっては、事業終了後も継続取引につながるような内容を提案すること。また、具体的な場所や期間、取扱品目、売上目標を含めて提案すること。効果的な販促ツールを用いてPRを行うこと。売上目標は800万円を目安とすること。
- (イ) 参加事業者の募集や取りまとめ等、アンテナショップの展開にあたり必要な準備をすべて行うこと。
- (ウ) 本事業に出品する参加事業者に対し、販売促進のための支援を行うこと。
- (エ) アンテナショップの利用者等にアンケートを実施し、その分析結果を参加業者にフィードバックすること。

イ 熊本産品のプロモーション実施について

- 熊本産品のプロモーションの実施にあたっては、可能な限り熊本連携中枢都市圏の自治体や農業協同組合等の職員、農漁業者や食品関連事業者等と連携したプロモーションを実施すること。
- (ア) 大消費地でのプロモーションについて、会場や時期(期間)、方法等を提案すること。なお、継続取引に効果的な内容を提案すること。

- (イ) 参加事業者の取りまとめ等、プロモーション実施にあたり必要な準備を全て行うこと。また、参加事業者と調整のうえ、プロモーションに必要な熊本産品や資材、スタッフ（マネキン、司会等）は、委託料で負担し、準備を行うこと。調理器具や什器が必要な場合は、レンタル等により手配し、準備・撤去を行うこと。なお、調理器具や什器等のレンタル費用は、参加事業者の自己負担とすることも可能とする。
 - (ウ) プロモーションに参加する自治体や農業協同組合等の職員、農漁業者や食品関連事業者等の旅費や宿泊費は、それぞれ自己負担とする。
 - (2) 継続取引に繋がるバイヤー等の開拓と、熊本連携中枢都市圏の農漁業者、農業協同組合、食品関連事業者等とのマッチング機会の提供
 - ア 熊本産品の継続的な取扱いの検討が可能なバイヤー等の開拓と、熊本連携中枢都市圏（※1）の農漁業者、農業協同組合、食品関連事業者等とのマッチングや商談会を行うこと。販路拡大や継続取引に効果的な内容を提案すること。
- ※1「熊本連携中枢都市圏」について
- 熊本連携中枢都市圏の構成市町村は、熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、山鹿市、玉名市
- イ バイヤー等への謝礼、旅費、宿泊費等は委託料で負担すること。参加事業者の募集や取りまとめ、バイヤーや会場の手配等、開催にあたり必要な準備を全て行うこと。サンプル提供が必要な場合は、購入等、手配・調整を行うこと。マッチングへの参加事業者等の交通費等は自己負担とする。
 - ウ マッチングにあたって、参加者への連絡、日時等の調整を行うとともに、面談の内容や商談結果について、随時報告すること。
- (3) 農商工連携等による商品開発や、熊本産品の高付加価値化・ブランド化、販路拡大、通信販売の活用にかかるセミナーの開催、個別相談窓口設置
 - ア 流通商品開発・パッケージデザイン、通販サイトの立ち上げや、通販サイトへの出店等の分野に精通した専門家を講師として招聘し、ブランディングをはじめ、販路開拓等のノウハウ提供のためのセミナーを実施すること。
 - イ 上記セミナー講師候補者を提案すること。また、謝礼等は委託料で負担すること。参加事業者の募集や取りまとめ、講師や会場の手配等、セミナー開催にあたり必要な準備を全て行うこと。サンプル提供が必要な場合は、購入等の手配・調整を行うこと。
 - ウ 商品開発、商品のブラッシュアップやブランディング、販路開拓等について、個別の相談ができる窓口を設置し、対応すること。相談窓口に関する費用は委託料で負担すること。
- (4) 各販路におけるマーケティング調査

ア 本事業における各販路において、消費者及びバイヤー等の関係者に対し、熊本産品を熊本産品テーマとしたアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの具体的な内容については、市と協議して決定すること。

イ 上記にて実施したアンケート調査の結果を分析し、整理した事項をまとめ報告書を提出すること。なお、来年度以降の事業の参考となるような内容とすること。

(5) 共通事項

ア 取扱う熊本産品については、可能な限り、熊本連携中枢都市圏の産品とすること。また、各事業実施時に取扱う熊本産品については、市と協議のうえ、決定すること。

イ 本事業を実施する際は、市と事前協議のうえ、インターネットや紙媒体等、多様なメディアを活用した効果的なプレスリリースやPRを行うこと。また、発信した情報（記事や映像等）については、全てクリッピングして随時提出すること。

ウ 各事業実施時は、本市が作成した観光ポスター等の掲示、パンフレットの設置を併せて行い、熊本への誘客を図ること。

エ 各事業間での連動や同時実施も可能。会場の手配、参加者の募集や受付、面談のセッティング、スケジュール調整等を行うこと。参加事業者向けの説明会を行う場合は、会場の確保や資料作成を行うこと。

オ 本事業における取引状況や熊本産品の売上等は、定期的に電子メール等、データで提出すること。（品目別、販売先別のデータとすること。）

カ 熊本市東京事務所とも可能な限り連携し、熊本産品や「魅力発信店」のPRを行うこと。

キ レシピ、画像、肖像権等の権利の取扱いについては、市と事前に協議すること。プロモーションにおいて、芸能人は活用しないこと。インフルエンサーや、シェフ等の活用は可能。

ク 試作、試食・試飲用の材料や、資材については、購入やレンタル等、手配・調整を行うこと。各種申請が必要な場合は、取りまとめて行い、イベントを行う場合は、イベント保険に加入すること。会場の設営・撤去等を行うこと。屋外の場合、必要に応じて警備員を配置すること。

ケ 熊本産品のPRについては、可能な限り熊本連携中枢都市圏の農漁業者や食品関連事業者、自治体、農業協同組合、漁業協同組合等と連携すること。

コ 会場等の手配、食材や器材等の準備、関係者との調整を行うこと。また、参加者を募集する場合は、参加受付など取りまとめを行うこと。実施した内容についても、SNSやメディア等を活用し、取組を事後紹介すること。セミナー受講者やマッチング希望者は、オンラインでの参加も可能とすること。

- サ 参加事業者の募集については、広く募集を行い事業者にとって参加しやすい仕組みとすること。

(6) 事業成果検証及び報告書作成等

本事業成果を検証し、以下により、事業実施に係る報告書及びマーケティング調査結果に関する報告書の作成を行うこと。なお、作成に当たっては、セミナーやマッチング等への参加事業者からヒアリングを行うなどして、事業成果を検証すること。

ア 報告内容

- (ア) 本事業に係る実施結果、次年度（令和6年度）以降に向けた課題等の整理及びその解決策の提案
- (イ) 参加事業者からのヒアリング等の集計結果、キャンペーン等の開催実績、売上や販路拡大に係る実績や波及効果についての定量的な評価
- (ウ) 本事業における熊本連携中枢都市圏の自治体別参加者数、セミナーやマッチング、個別相談対応内容について、その他委託業務の実施内容に関するもの
- (エ) 各販路におけるマーケティング調査結果に関する報告書

イ 報告書の提出方法

原則として、様式は任意とする。なお、冊子ではなくファイル綴じでも可。紙ベース5部及び電子データ

ウ 成果品の提出期限

令和7年（2025年）3月14日（金）までに熊本市農業政策課農水ブランド戦略室に提出すること。

10 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務において、第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

11 苦情等の処理及び報告の義務

委託業務における事故・トラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。また、事故・トラブル等が発生した場合は、すみやかに本市に報告すること。

1 2 個人情報取り扱い特記事項

- (1)個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (2)受託者は、事業上知りえた情報を事業終了後利用してはならない。

1 3 その他

- (1)本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務の内容の詳細については、技術提案により選定された事業者と本市との協議により、仕様書を作成し決定する。
- (2)受託者は、本業務において知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3)本業務に必要な資料等の収集は、受託者が行うものとする。
- (4)業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議及び打ち合わせを行うこと。
- (5)この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議し実施するものとする。

(参考資料)

「熊本市の農業と水産業」

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2821&class_set_id=2&class_id=145

「熊本市農水局フェイスブック」

<https://www.facebook.com/kumamotocity.nousui/>

「くまもと食の魅力発信店」

※「くまもと食の魅力発信店」については、本市ホームページ参照。くまもとの「食」を通して、熊本の魅力を発信する、熊本産品を取扱う飲食店、販売店、製造・加工業者等のこと。

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=25200&class_set_id=2&class_id=145